

身体的拘束最小化に関する指針及び手順

1、身体的拘束の適正化に関する基本的な考え方

当院は病院理念のもと「患者の権利」において患者の尊厳と主体性、人権を尊重し権利を保証している。そのため、身体的、精神的に障害をもたらすおそれのある身体的拘束などは、緊急やむを得ない場合を除き、行わないようケアに努める。

1) 身体的拘束の原則禁止

身体拘束は患者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性がある。
患者お一人お一人の尊厳に基づき、安心、安全が確保されるように
基本的な仕組みを作り、身体的、精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、
緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しない。

- ① 身体的拘束は廃止すべきものである
- ② 身体的拘束廃止に向けて常に努力する
- ③ 安易にやむを得ない身体拘束を行わない
- ④ 身体的拘束を許容する考え方はしない
- ⑤ ケアの本質を念頭に考える
- ⑥ 身体的拘束を行わないための工夫を忘れない
- ⑦ 患者の人権を最優先にする
- ⑧ 身体的拘束廃止に向けてあらゆる手段を講じる
- ⑨ やむを得ない場合、患者・家族に対する十分な説明を行ない理解を得る
- ⑩ 身体的拘束を行った場合、廃止・解除する努力を怠らない
- ⑪ 医療サービスの提供に誇りと自信を持つ

2. 身体的拘束の定義

身体的拘束（抑制）とは、患者・利用者の身体や衣服に触れる用具または薬剤を用いて、身体を一時的に拘束し、運動や行動を制限する行為のことをいう。

身体的拘束や抑制は患者の生命の危機と身体的損傷を防ぐために必要最小限に行うもので、患者の人権を尊重し、安全を優先させ他に代替手段が無い場合に実施する。その際、患者家族に説明し、同意を得て、二次的な身体障害や合併症が発生しないよう十分注意して、常に解除できないか評価を行ないできるだけ早期に拘束を解除するよう努力する

1) 身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ①一人歩きしないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る

- ②転落しないように、ベッドに柵に体幹や四肢をひも等で縛る
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等を装着する
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨他人の迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する

（抜粋 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

4) 身体的拘束等の禁止の対象とはしない具体的な行為

肢体不自由や体幹機能障害があり残存機能を活かすことができるよう、安定した体位を保持するための工夫として実施する行為については、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するとみなす。

- ①整形外科疾患の治療であるシーネ固定等
- ②身体的拘束等をせずに患者を転倒や離院などのリスクから守る事故防止対策
 - ・ 離床センサー
 - ・ 監視カメラ

5) 鎮静薬の使用上のルールについて

薬剤による行動の制限を行う場合は検討のうえ、医師の指示のもと患者・家族に説明を行ない同意を得て使用する

- ①生命維持装置装着中や検査時等、薬剤による鎮静を行う場合は鎮静薬の必要性和効果を評価し、必要な深度を超えないよう、適正量の使用とする。

6) 身体的拘束等を行わずにケアを行うために

身体的拘束をせずにケアを行なう為には、原因を特定し、その原因を除去するためにケアを見直すことが求められている。その為に、原因を除去するためにケアを見直しをおこなう。

① 身体的拘束等の誘発する原因の特定と除去

ケアする側の関わり方、環境面等に配慮したケアを行ない身体的拘束が発生しないよう徹する。

2) 基本的なケアに努める

①起きる

起きることを促すことは人間らしさを追求する第一歩である。

②食べる

食べることは生きがいや楽しみであり、脱水予防、感染予防になり、点滴や景観栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

③排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に考える。おむつ使用は適宜オムツ交換が重要である。

おむつに排泄がついたままになっていると、不快に感じ、「おむついじり」などの行為に繋がることもある。

④清潔にする

入浴が基本である。皮膚が不快になることで痒みの原因になり、そのため に大声をだしたり、夜寝られずに不穏になったりすることになる。

皮膚を清潔に保つことで、快適に過ごせる。

⑤活動する

その人の状態や生活歴にあったよい刺激を提供することが重要である。

その人らしさを追求するうえで心地よい刺激が必要である。

7) よりよいケアの実現を目標とする

身体的拘束等廃止を実現していく取り組みは、院内におけるケア全体の向上や生活環境の改善のきっかけとなりうる。「身体的拘束等廃止」を最終ゴールとせず、身体的拘束を廃止していく過程で提起されたさまざまな課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に取り組んでいく。

3. 身体的拘束最小のための対策

・ 身体（的）拘束適正化検討チームの設置

1) 設置

成尾整形外科病院は身体的拘束最小化を推進することを目的として身体的拘束適正化検討チームを設置する。

2) チームの役割

- ① 身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員へ定期的に周知する
- ② 身体的拘束を最小化にするための指針を随時見直し職員へ周知する
- ③ 院内研修の実施と参加状況を把握・確認する *入院業務に関わる職員を対象 年2回以上
- ④ 拘束具の運用・管理を一元化

3) チームの活動

- ① 身体的拘束最小化のための用具使用時の他職種によるラウンド
- ② 身体的拘束最小化のための研修・運営 参加状況の把握
- ③ 身体的拘束実施状況の統計・報告実施率算出
- ④ 用具一元管理に関する運用
- ⑤ 身体的拘束最小化に関する指針の見直し・修正

4) 構成員

医師・看護師・理学療法士・薬剤師・管理栄養士

3-2 身体拘束適性化に向けた日常的ケアにおける留意事項

- ① 患者主体の行動・尊厳のある生活に努める
- ② 言葉や対応等で、患者の精神的な自由を妨げないように努める
- ③ 患者の思いを汲み取り、患者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする
- ④ 患者の安全を確保する観点から、患者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体的拘束適正化検討チームカンファレンスにおいて検討する
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら患者が主体的な生活ができるように努める

2、緊急やむを得ず身体的拘束等を行なう場合の対応

身体的拘束等を行なわないことが原則であるが、患者または他の患者の生命または身体を保護をするための措置として、緊急やむを得ない理由により身体的拘束等を行なう場合は、医師、看護師を含む他職種で十分に検討を行う。

以上